

# 模擬国連の探求

## 模擬国連会議記録集

2022 年度前期会議編

編集：何 山(日本模擬国連日吉研究会 25 期)

## 利用に関する注意事項

本書のうち、目次に挙げる各会議に関する章の著作権は、それぞれの章の始めに氏名を示す各会議監督に属する。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、編集者に属する。

本書の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用はこれを認めない。

本書の利用についてご質問がある場合は編集者の何 山までお願いいたします。

連絡先：[kazan2019.jp@gmail.com](mailto:kazan2019.jp@gmail.com)

## 編集はしがき

今回の『模擬国連の探求』では、2022年の七研究会の前期会議の記録を、各会議監督の皆様からご寄稿いただいて掲載することができた。各会議監督とも多忙な中、協力していただけたことに深く感謝したい。

多くの新メンにとって2度目の本格的な会議となり、多くの旧メンにとっては新歓が終わったのちの初めての会議となるのが前期会議である。その関係で、一つの挑戦の機会として位置付けられる機会が多い会議であるという事ができるだろう。挑戦、即ち自分の実力を試す機会を活かすには、しっかり自分の成長を確認し活かすための準備が必要ということになるのだろうが、皆さんはどうだっただろうか。

とはいうものの、上手くいったにしろ上手くいかなかったにしろ、必要なのは自分の準備と行動の検証、ということになるのだろう。それは失敗の挫折感を癒し、成功した場合に警戒すべき慢心を防いでくれる。そして何よりも、次に繋がる知恵を手に入れることに繋がる。

今回も会議監督の方々が、成功点についても失敗点についても的確な分析を行い、課題として提示してくれている。とりわけ今回の前期会議はそれがはっきりとしている会議が多いようだが、先に述べた通り重要なのはそこから学ぶことである、と言えるだろう。本記録集が皆様に示唆を与えることができたのであれば幸いである。

## 目次

京都研究会前期会議『死刑執行モラトリアム』 .....	4
駒場研究会前期会議『第三次印パ戦争』 .....	9
日吉研究会前期会議『国際連合難民高等弁務官事務所報告書 難民・帰還民・避難民に 関する問題と人道的問題』 .....	14
四ツ谷研究会前期会議『国際連合における中華人民共和国の合法的権利の回復』 .....	18
早稲田研究会前期会議『パレスチナの将来の統治形態』 .....	21

# 京都研究会前期会議『死刑執行モラトリアム』

会議監督：椿 進太郎

## 1. 会議概要・目的

議論：『死刑執行モラトリアム』

### 議題概要

『死刑執行モラトリアム』とは、主として死刑廃止を求める国々（廃止国）が、死刑制度を存続させている国（存置国）に対し、死刑執行を一時停止し（モラトリアム）、死刑制度の廃止に向け再検討を促す国連総会決議である。本議題は 2007 年（第 62 会期国連総会）にて初めて採択されて以来、2008 年からは 2 年ごとに決議が採択されている議題である。本会議では、2010 年（第 65 会期国連総会）に採択された決議「A/RES/65/206」を模擬した。

### 目的

前期会議（6 月下旬）は、その位置づけとしては、新歓の総仕上げたるオリ会議（オリエンテーション会議、5 月上旬）を経て、新メンから神メンまでが本格的に取り組む最初の会議である。そのため、京都研における最初のガチンコ会議であるとともに、模擬国連への入り口としての要素を兼ねているため、その内容は、議題そのものは理解しやすく、主張が組み立てやすい議題が望ましいと考えた。また、死刑制度という各国の理念がぶつかる会議であるため、各国に、自国はどのような主張をすべきかを必ず検討しなければならないインセンティブが存在することからも、妥当な議題であると考えた。

## 2. 会議の経過、成果文書について

### 会議の経過

本会議では、フロント DR と銘打った決議のベース案を事前に示し、それをもとに各国の修正案を提示する形で進行するよう指定をかける形をとった。会議進行の段階としては、事前 slack 交渉→事前会合（zoom）→本会合（対面）の順に会議を進行した。また、本会議では Amendment を認めた。

事前 slack 交渉では、各国が極めて活発に交渉を行い、主に各国・各陣営の修正案や、TT 案のすり合わせがなされた。続く事前会合では、TT 案の会議進行案部分が採択された。存置国側は比較的早期に陣営内調整が終わったものの、廃止国側は陣営内調整が難航しており、全体でのすり合わせ交渉開始がやや遅れた様子であった。全体での TT 交渉はフロントの想定終了時間を 30 分ほど超過する厳しい交渉が展開された。

本会合 1 日目では、TT 案のタイムテーブル部分の交渉がなされ、主としてインフォーマル・コーカスの時間の比率調整が行われた。その後午後から本会合 2 日目昼

過ぎまでインフォーマルが行われた。インフォーマルでは主に「死刑の国際法における位置づけ」「死刑は国内管轄事項か国際関心事項か」などの話し合いがなされた。廃止国・存置国ともに主に規範と法の観点から主張・反論を展開していた。その後はコーカスが行われ、決議や Amendment への支持国集めが行われた。最後の投票フェーズでは、非常に多くの Amendment が提出され、その総数は 14 に上った。そのうち 1 つは Friendly Amendment として可決し、それ以外は Unfriendly Amendment であったが、うち 1 つが可決し、それ以外はいずれも可決しなかった。Unfriendly Amendment の可決にも関わらず、決議は採択され、閉会した。

### 成果文書について

本会議で採択された決議案の内容は、先述した Unfriendly Amendment の可決により、大幅に存置国にとり有利な形の決議となった。これは、国連憲章 2 条 7 項（内政不干渉原則）の文言を引用したものであり、死刑廃止の呼びかけを目指す廃止国としては非常に痛い文言であった。それ以外にはおおむね廃止国が主張する通りの文言が挿入された形とはなり、史実決議以上に進歩的な内容も含まれているが、全体として見たときは史実に比べて決議の弱体化は否めない内容であったと評価できよう。

### 3. 会議総括・課題

本会議では、準備段階から新メンを初め参加して頂いたデリの皆様の非常に積極的な会議参加が見受けられ、非常にうれしいことであった。本会議で特筆すべき点は、質の高いインフォーマルの議論が展開されたことであろう。廃止国、存置国双方が自説の主張を的確に行い、それに対する的を射た反論が展開され、何が対立点なのか、なぜ相手の主張が受け入れられないのか、明確な論理展開を軸に各デリが主張していたことは、非常に良い経験となったのではないだろうか。また、リサーチにおいて、旧メン以上はもちろんのこと、新メンの多くも、ただ調べたことを述べるのではなく、調べた情報を基に仮説を設定し、それを検証することができていたのは、今後参加していく会議において、よい武器になるのではないだろうか。一方、課題も見受けられた。インフォーマル主体の会議であったため、多くのデリがインフォーマルの準備を入念に行ってきた一方で、そのインフォーマルの成果を活用したコーカスの準備をしているデリがあまり多くなかったことは、やや残念に思う。最終的に決議を作成する都合上、どうしてもコーカスでの調整や、インフォーマルで拾いきれなかった懸念の回収や合意形成をする必要はあるため、その戦略をもう少し固められると良かったのではないだろうか。また、コーカスにおける交渉態度として、論理的に説得するのではなく、「頼むから飲んでくれ」や「自国の立場上飲めないから飲めない」といった、結論だけを示して、その判断に至る論理が欠けている例が見受けられた。インフォーマル・コーカスの別なく、論理的説得・説明・交渉を行うことは、模擬国連が模擬国連たる所以ではないだろうか。

会議設計側の視点では、度々会議細則の改訂を行い、都度デリにご迷惑をおかけする結果となったことは、ひとえに会議監督の設計の詰め甘さに起因し、猛省するところである。こうした事態を避けるためにも、改めて会議のシミュレーションを入念に行うことが重要である。また、本議題は前期会議の抱える様々な制約や、本会議特有の事情により、会議監督にとり、必ずしも得意ではない分野の議題を扱うこととなり、必ずしも正確な情報をデリに提供できなかったことが悔やまれる。制約が多くなる会議であればなおのこと議題選定は慎重に行うべきであろう。

## 死刑執行猶予決議 Rev.2

Sponsored by: Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Canada, Colombia, Finland, France, Gabon, Germany, Italy, Kazakhstan, Mexico, Mongolia, Netherlands, New Zealand, Nicaragua, Norway, Philippines, Rwanda, South Africa, Switzerland, Turkey, Ukraine and Venezuela

Signatories: Morocco, Republic of Korea and Russian Federation

総会は(The General Assembly),

国連憲章に含まれる目的と原理に導かれ、また一方でこの憲章のいかなる規定も、国連憲章 2 条 7 項が規定する、本質上いずれかの国の国内管轄事項にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではないことを認識し(Realizing),

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約を想起し(Recalling),

国連総会が、死刑制度を維持する国に対して、死刑の廃止を目的として執行の猶予を確立することを求めた死刑執行猶予に関する 2007 年 12 月 18 日の決議 62/149 及び 2008 年 12 月 18 日の決議 63/168 を再確認し(Reaffirming),

死刑の実施における誤審・誤判は撤回や修復ができないことを留意し(Bearing in mind),

死刑の執行猶予が人間の尊厳や人権の強化、漸進的な発展に寄与することを確信し(Convinced),

また、死刑の抑止的効果について決定的な証拠はないことを考慮し(Taking into consideration),

死刑執行に関する情報を提供する加盟国の増加傾向のほか、死刑に関する継続した国内議論及び地域のイニシアティブに促進され(Encouraged by),

死刑猶予に関する加盟国間における技術協力に感謝しつつ留意し、そのような協力と取組は非友好的行為とみなされるべきことではないことを確認し(Affirming),

1. 決議 63/168 の実施に関する国連事務総長の報告書、及びその中に含まれる結論及び勧告を歓迎する(Welcomes);



2. 死刑執行猶予を適用する決定を行う国々が増加し、その後死刑廃止となる多くの例が続いていることを歓迎する(Welcomes);

3. すべての加盟国が、自らの受諾した義務並びに国際法の一般に承認された規則のもとにおける義務を誠実に履行する義務を負うことを再確認する(Affirms);

4. 死刑を未だ存置している国々に以下を求める(Calls upon);

(a) 死刑囚の権利の保護を保証する保護措置を規定する国際的な基準、特に1984年5月25日経済社会理事会決議1984/50の付属文書に規定された最低基準を尊重し、国内法への組み込みを検討し、これに関する情報を国連事務総長に提供すること

(b) 死刑判決を受けた者の数、実際に執行された死刑の数、死刑判決を受けている者の数、上訴により取り消された死刑判決または減刑された死刑判決の数、恩赦が認められた事例の数など、最大限の情報に基づいた透明性のある国内議論に寄与するよう死刑執行に関する必要な情報を提供すること

(c) 死刑執行を最も重大な犯罪に限り、死刑が科される犯罪の数を削減すること

(d) 非人道的もしくは品位を傷つける方法で死刑を執行しないこと

(e) 死刑の廃止を目的として執行の猶予を確立すること

5. 死刑を廃止した国々が再び死刑を導入しないよう求める(Calls upon);

6. 第67回国連総会において、事務総長から国連総会に対して本件決議の履行状況を報告することを要求する(Calls upon);

7. 第67回国連総会において、「人権の促進及び擁護」の議題項目で、本問題の検討を継続することを決定する(Resolves).

# 駒場研究会前期会議『第三次印パ戦争』

会議監督：石原 朋和

## 1. 会議概要・目的

議題『第三次印パ戦争』

議場『国連安全保障理事会第 1606 回～第 1608 回会合 1971/12/4-6』

コンセプト『伝承』

今回の会議のコンセプト『伝承』となっている。これは、前期会議が研究会の新歓活動の終着点としての意味を持っていることを踏まえ、また新歓会議で新メンに『国益』に注意を向けてもらったことも考慮し、国益から逆算する会議準備の流れの把を介し、駒場研究会現運営代の理想とする模擬国連像を新メンに『伝承』することを目的として設定したものである。

今回採用した議題『第三次印パ戦争』は、その名の通りインド・パキスタン両国の間で行われた第三次印パ戦争に対して、安全保障理事会がいかなる措置をとるのかを決定するものとなっている。中ソの関係悪化やベトナム戦争を踏まえた米中接近とソ連孤立を時代背景とする本会議は、冷戦構造下において、拒否権という存在に悩まされながら安全保障理事会で実効性のある決議を採択し、措置を講ずることが非常に困難という、一般的な安保理と同様の性質を帯びている。従って今回の会議では、実行的措置を講じなければほぼ確実に戦争に勝利できる状況を持っているインド及びその支持国であるソ連をモデで攻撃し、拒否権発動のコストを調整して妥協を引き出すことが議場の主眼に置かれる想定であった。

加えて、本会議では論点ごとに国益を設定することが困難であり、結果としてほとんどの国家が、最終的に導きたい結果としての「国益」を設定し、そのための「手段」としてモデ・アンモデを捉え直す必要性に駆られる。この点を持ってコンセプトに適しているとして採用した。

ディレクが想定した争点の枠組みは以下の通り

### ①現状認識系

インド軍による越境行動という現状を確認し、合意を形成することでパキスタン側優勢となる議論展開を想定した。

## ②原因認識系

本戦争の根本的原因となる、パキスタン政府による東パキスタンに対する弾圧及び難民問題、それに関連するこれまでの総会の決議を確認することで、インドの行為に対して一定程度正当性を発生させる可能性のある議論展開を想定した。

## ③具体的な対策系

先述の二つの論点を総合し、安全保障理事会として採択すべき決議、とるべき措置について論じる。決議の採択が困難と考えられた場合、国連総会に議題を移譲する場合も想定に入っている（史実ではそうだった）。

## 2. 会議の経過、成果文書について

はじめに一言でまとめてしまうとすれば、凄惨、というのが的確であろう。それほどまでに、今回の会議の進行は会議監督の想定を大きく外れ、混迷を極める結果となってしまったと言える。

議論議論の段階は、多少長かったとはいえ、会議設計開始時からディレクが個人的に懸念していた「あまりに長い議論議論」という事態は回避したと評価するに足るコンパクトさであった。最終的に採択された TT 案は、当初の想定を大きく外れるものではなく、おおむねディレク想定 of 争点通りの論点設定となった。ただし、DR 設定において米中がインセンティブを持っていたので、設定の仕方がやや現状認識によっており、パキスタン陣営の有利と見られた。

①については、印パそれぞれの攻撃について論点ごと分けて話し合われた。事前の想定通り、「武力不行使原則」「自衛権」を軸に論戦が展開される...はずだったのだが、自衛権の適用の条件について共通理解が得られておらず、その理解の上で組み立てられていた中国などのロジックが伝わらず空を切る場面が散見された。自衛権の行使として認められる条件は、主要な学説においては、急迫性・必要性・均衡性が認められる場合とされており、特に均衡性について、主流学説においては量的均衡性が基本であるにもかかわらず、インドの軍事侵攻を自衛権行使とするには目的均衡性という基準を用いなければならなかった。目的均衡性という議論は非常に問題を抱えたロジックであり、中国などはここを攻撃する予定であったのだが、理解不足の大使が散見され議論は収束しなかった（会議中であるにもかかわらず大使から均衡性とはなんぞやという解説すら行われる有様であった）。

②についての議論では、前日の①の議論が収束を見なかったことによって大使間でモデに対する諦念が共有されており、デリ自ら議論を途中で断ち切ってアンモデに移行すると

いう非常に珍しい展開を見せた。この決断が各国の国益に資する戦略によるものとは言い難く、もはやこの会議の進行に対し心底失望した故の行動と評価せざるを得ない状況であった。

その後の時間は全て、米中ソ印パによる当事者間での議論交渉によって問題解決が図られた。英仏などは少し交渉に介入してはいたものの、そのほかの非常任理事国などは時間を持て余した様子であった。アンモデ初期は ESS 招集の機運があったものの、比較的早期に消失した。一方の当事者間交渉は熾烈を極めた。合意可能領域が非常に小さく、モデによる追い込みができていないパキスタン陣営としては、ソ連側の拒否権発動によって会議が終了する可能性があったため非常に不利な状態であったが、インド側が交渉に応じる姿勢を見せ、インド側が主導権を持ちながら交渉が行われた。交渉中、中国が密約によって状況を改善しようと奮闘する場面があったが、結局締結できたのは中バ間のみであり、さほど結果に繋がらなかった。また、交渉中にパキスタン大使のマンデートについての誤解が発覚したりするなど混迷を極めたが、最終的に交渉が成立し、デリケートな部分を WP としつつも決議が成立した。

### 3. 会議総括・課題

本会議参加者各位は会議準備に熱心に取り組み、限られた時間ではあったものの国益から戦略を立てること自体には非常によく成功していたので、本会議のコンセプト自体は成功したと言っても、百歩譲っていいとしよう。

ただし、その結果の会議当日としては上述の通り、模擬国連史上類い稀なる失敗会議であり、反省点は山積している。

まず最も大きかったのは、争点解説資料の杜撰さであろう。今回の BG では時間の関係で争点のみ別資料として作成し後日配布としたのだが、ここで自衛権について、その条件に対する詳細な記述をしていなかった。そもそも、モデのロジックを詰めることで有名な駒場で、しかも前期会議という、神や超神の先輩を呼んで会議を構築する以上、自衛権周辺のロジックは相当深掘りされるというのは事前に予想可能であって、自衛権絡みの事情をより詳しく説明する必要性は予見可能であったといえる。

加えて、議題選定の時点で、国益が多少薄めになる国家が多い議題を選定したのも、結果として最後の当事者間交渉中に他の国が暇を持て余す結果につながってしまった。あまりにイレギュラーな事態であったとはいえ、ディレクの議論想定が不足していたことが指摘できる。

非常に心苦しい内容であったが、以降の会議における大失敗を回避するための前例として活用されることを願ってやまない。

**Security Council**Distr.: General  
5<sup>th</sup> December 1971

Original: English/Japanese

**1606<sup>th</sup> Meeting****Sponsor: China**

安全保障理事会は、

インド、パキスタン情勢について検討し、*(considering)*

インド、パキスタンの国境における越境行為を含む武力衝突が平和に対する脅威となっていることを決定し、*(deciding)*

1. インド、パキスタン両政府に対して、即時、無条件に敵対行動を停止しかつ相手国領内から自国の軍を撤退させるように要請し、*(calls upon)*
2. 加盟国に対して、両国の緊張を増幅させるあらゆる措置を自制するよう要請し、*(calls upon)*
3. この決議の履行状況に関して可能な限り早い時期に報告書を安全保障理事会に提出するように事務総長に要請する。*(calls upon)*

**WP by India, Pakistan**

1. 政治的解決とは、東パキスタンを交渉の主体として、東パキスタン、パキスタン、インドで同じ交渉のテーブルにつき、東パキスタンの自治権拡大などを視野に入れた交渉を行うことを指す点で両国は合意に至った。

# 日吉研究会前期会議『国際連合難民高等弁務官事務所報告書 難民・帰還民・避難民に関する問題と人道的問題』

会議監督：星山 梨奈

## 1. 会議概要・目的

### 概要

アラブの春をはじめとする中東やアフリカの政情不安の拡大により生じた大規模な難民危機に対応するため、2018年、第73回国連総会にて「難民に関するグローバルコンパクト」が採択された。これは、難民支援に対し、国際社会の各アクター（国家、国際機関、市民社会）が何をすべきかを示したものであり、今会議で我々は、本枠組みが採択された議場を模擬した。また、議題名からも分かる通りだが、「難民に関するグローバルコンパクト」を採択するか否か以外にも、顕在化している難民問題に関する広範な議論（論点は以下に示す）を行った。参加人数は約80人、アクター数はオブザーバーを含め26であった。

### 目的

本会議を開催するにあたり策定した大きな目的は、新メンのひとり立ちにあたり、模擬国連の基本的な流れや内容を理解してもらうことであった。また、会議コンセプトは「対話」とし、フロントとのメンターやペア間のコミュニケーション、また議題と真摯に向き合うことを通じて、丁寧に会議準備・当日の行動を行なっていたべくことを心がけた。

### 論点

#### 大論点1 難民受入国の負担の軽減について

##### 小論点1 負担の軽減の手段とその適用について

#### 大論点2 難民の自立の促進について

##### 中論点1 難民受け入れ国における社会的統合

##### 小論点1 教育へのアクセスの拡大について

##### 小論点2 労働市場へのアクセスの拡大について

#### 大論点3 GCRの性質について

##### 小論点1 GCRの位置付けと今後について

## 2. 会議の経過、成果文書について

モデでは、フロントの想定以上に各国間の対立が見られた。

大論点 1 では、経済的な負担の軽減（各国や国際機関による金銭的な援助）と物理的な負担の軽減（難民の受け入れに関する負担分担や、難民帰還の促進）についてが議論された。最初のモデであったこともあり、質問解消のフェーズで想像以上に時間を使ってしまったが、それ以降はスムーズに議論を行うことができた。特に後者の物理的負担の軽減については議論が紛糾し、合意点はほとんど生まれなかった。大論点 1 において各国の意見が一致した点、及び相違した点は以下の通りである。

財政的負担の軽減	
一致した点	相違した点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ UNHCR に対する、ドナー国からの資金提供額の増加</li> <li>・ 上記と両立した、二国間での援助の続行</li> <li>・ UNHCR に対して提供される資金を、被援助国が使用する用途の透明性の確保</li> <li>・ UNHCR に対して提供される資金を、被援助国が使用する用途を拡充すること</li> <li>・ 難民が安全に帰還するプロセスや、その後の難民の自立のため、資金提供を行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用用途を問わない広い資金の提供枠の拡充</li> <li>・ 難民問題の根本原因への対処（ex, 紛争予防、紛争解決における支援が UNHCR のマンドートなのか SC のマンドートなのか）</li> <li>・ 帰還を促進させるための支援（帰還がどのタイミングで可能なのかにより、各国合意可能領域が異なる）</li> </ul>
物理的負担の軽減	
一致した点	相違した点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態（紛争の勃発や自然災害の影響）が起こった際に、一時的な制度のもとで第三国受け入れを行う（この手段については合意できそうというだけで、他の手段を排除するわけではない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物理的負担の軽減において、第一義的に「帰還」が可能か検討すること</li> <li>・ 自発的な受け入れ割当制なのか、ある程度強制的な割当制なのか</li> <li>・ もし一律の割当制を設けるとなった際、何を基準とするのか（+そもそも基準を設けることは可能か）</li> </ul>



大論点 2 では、難民が受け入れ社会にて自立していくにあたり必要である教育と労働に関して、各国が行うべきことについての議論を行った。

小論点 1 においても多くの対立が見られ、特に教育の目的についてや、庇護希望者（難民認定を得ていない亡命者）に対して教育の権利を与えるかについては議論が紛糾した。小論点 2 においては、難民に労働の権利を与えるべきということについては最低限意見が一致したものの、自国内の雇用が圧迫されかねない政策については消極的な国が多く、意見の相違が随所に見られた。大論点 2 において各国の意見が一致した点、及び相違した点は以下の通りである。

小論点 1 教育へのアクセスの拡大について	
一致した点	相違した点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初等教育の保障</li> <li>・言語教育の保障</li> <li>・教育への支援を行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中等教育以上の保障</li> <li>・庇護希望者への教育を行うこと</li> </ul>
小論点 2 労働市場へのアクセスの拡大について	
一致した点	相違した点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働の権利の保障</li> <li>・労働の権利の保障を促進するための支援の必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働市場への、自国民との平等なアクセスへの保障</li> <li>・難民に対する、自国民との同一賃金、同一労働</li> <li>・労働の権利保障のためのサポートや社会保障</li> <li>・庇護規模者への労働の権利の保障</li> </ul>

大論点 3 については、アンモデが取られたためモデにおける議論は行わなかった。

5 時間程の交渉を経て、最終的に DR.1 by Iran, Italy, Jordan, Kenya, Lebanon, Pakistan と DR.2 by Australia, Canada, France, Germany, Great Britain, Switzerland の 2 つの DR が提出された。双方の案の特徴や史実との差異としては、難民問題の根本解決や難民の出身国への帰還が強調された点や、難民支援のための資金使用における透明性の確保が積極的に明記されたことが挙げられる。2 つの案に相違点はあるものの、一方が積極派、もう一方が消極派というように分けられるものではなく、文言レベルでの差異が散見された。

DR.1 では、今会議の大きな争点であった大論点 3 の内容について、グローバルコンパクトを「認識する」に留まり、史実から後退した形となった。また、難民が第三国定住を行う際の公平な割り当てについての言及があった。

一方 DR.2 では、グローバルコンパクトを「支持する」との表現が使われ、DR.1 よりも難民に関するグローバルコンパクトについて積極的な姿勢が示された。また、大論点 2 の内容に関して、難民に対する教育を検討する際に言語、宗教、文化的背景を考慮することや、庇護希望者にも労働の権利を与えることの必要性について明記された。

ロールコール投票に移行し、DR.1 が YES: 9、ABS: 15 で採択された。DR.2 が採択にかけられることはなかった。

### 3. 会議総括・課題

#### 会議総括

政策立案要素が強い会議であったため、議論が噛み合うかという不安を抱えて迎えた会議当日であったが、各国大使の適切な発言と、議長の見事な裁きのおかげで、なんとか議論を終えることができた。難民問題で政策立案系、オブザーバーありという今の旧メン代ではなかなか経験したことのない性質の会議を運営する中では困難なことも多く、参加者に迷惑をおかけした部分もあったが、このような性質の会議を作れたこと自体は価値があったと感じている。また、政策立案系の会議であったことより、新メンも含め多くのデリが丁寧な自国理解の上で国益や主張を立ててくれたため、事前に設定していた本会議の目的も部分的に達成できた。何より、60人以上の新メンが参加してくれたこと、また彼らが議場で自発的に行動し、会議を楽しんでくれていたことに喜びを感じている。

#### 課題

- 明確な二項対立 (ex, 軍事的措置を行うか否かなど) がある訳ではないのに関わらず、BG にて十分に論点ごとの争点や双方の主張を説明できず、それによりデリの争点理解に時間がかかってしまった。
- 草案の扱いを事前に明確化していなかったため、各国大使の間で草案に対する理解の差異が生まれてしまった。
- 会議設計に対する明確な意図を開示していない部分があったため、デリを困惑させてしまうことがあった。
- 論点を細かく設定していなかったため、当日の議論がどのように進行するのかに対し不安を抱かせてしまった側面があった。(補足資料を投げるなどし、カバーできる部分はカバーしようと心がけた)

# 四ツ谷研究会前期会議『国際連合における中華人民共和 国の合法的権利の回復』

会議監督：青山 武蔵

## 1. 会議概要・目的

### 議題

『国際連合における中華人民共和国の合法的権利の回復』

### 議題概要

1949年の中華人民共和国建国後、国際政治のステージにおいて中華民国・中華人民共和国というどちらの中国を「中国」とするか、という論争が永く存在していた。本会議においては「Смелый приступ – половина победы（勇敢な攻撃は勝利への半ば）」という会議コンセプトの下、多数の新メン・自研－他研を問わない旧メン以上による活発な議論・交渉を目的として会議をおこなった。

## 2. 会議の経過、成果文書について

論点 TT 案に関しては大論点のみフロントで設け、中論点以下・論点の順番・TT に関しては本会合前の事前会合内にて決定し、決定した論点 TT 案を基に本会合をおこなうという形をとった。

事前会合においてはアルバニアが領土－民族の一体性を特徴とした論点 TT 案を、アメリカが台北政府－北京政府の是非・民族自決権を特徴とした論点 TT 案をそれぞれ議場に提出し、最終的にはアルバニア寄りの論点 TT 案がコンバイン案 by イギリスという形で投票の末に採択された。以下が採択された論点 TT 案である。

### 大論点 1 「重要問題指定について」

中論点 1 代表権問題は憲章 18 条 2 項に該当するの否か

中論点 2 台北政府追放ならびに北京政府招請は憲章 18 条 2 項に該当するか

### 大論点 2 「台北政府追放・北京政府招請案について」

中論点 1 所謂「中国」の不可分性の有無

中論点 2 台北政府追放・北京政府招請案（アルバニア案）の是非

### 大論点 3 「中国二重代表制について」

中論点 1 国連憲章と二重代表の兼ね合い

中論点 2 所謂「中国」の不可分性の有無

中論点 3 二重代表制の是非について

本会合一日目、採択された論点 TT 案の疑問が德里間で解消されたのちに大論点 1 「重

要問題指定について」の議論が開始した。日本により憲章 18 条 2 項の「国際の平和と安全の維持に関する勧告」を基に中国代表権問題を重要問題と指定する発言が挙げられたことを皮切りに、台北側の国々が概ね日本の主張した文言を基に発言をおこなったことには驚いた。またアメリカにより北京政府の国家継承問題等を基に台北政府追放を重要問題と指定する発言も挙げられ、「国際法認識の齟齬」を議論する形へと昇華された。大論点 1 を通して台北側－北京側との間で議論がかみ合わず、TT 案より 2 時間近く時間を押して大論点 1 が消化された。

大論点 2 「台北政府追放・北京政府招請案について」においては大論点 1 で生じたような混乱は起こらず、凡そ建設的な議論が出来ていたと言えよう。中国の不可分性を巡る議論においてはチュニジアによりカイロ宣言を基にした解釈がなされ、個人的に興味深かった。この解釈を基にした議論は、はいわゆるチュニジアの「一中 / 一台」案へと繋がるものとなった。

本会合二日目、大論点 3 「中国二重代表制について」では前述したチュニジアの「一中 / 一台」案とオーストラリアの「二重代表制」案が議論の俎上にあげられた。特筆すべきこととしてオーストラリアの「二重代表制」案に対して二重代表制肯定国側が台北政府との関係性に固執し、モデにおいてオーストラリアを援護射撃することが出来なかった。その結果オーストラリアはアルバニア・ソ連と孤軍奮闘をする形となり、二重代表制を推進する諸国にはマイナスの形となってしまった。

議論と並行して今回の会議においてはメモ回し（紙媒体）と密約がおこなわれ、モデ・アンモデを通して活発な裏交渉が行われた。

最終的にアルバニア決議案（台北政府追放・北京政府招請）・キューバ決議案（対二重代表制重要問題指定）・アメリカ決議案（対台北政府追放重要問題指定）・タイ決議案（二重代表制）という 4 つの決議案が議場に提出された。先議権・分割投票を経た結果、アルバニア決議案のみが採択された。本会議において、中国代表権問題は台北政府追放・北京政府招請という形で幕を閉じた。

### 3. 会議総括・課題

活発な議論・交渉を目的とした今会議であったが、活発な議論・交渉が大いになされたためか、課題も生れた。一つに議論の希薄化である。会議全体を通し、デリが自らのロジックや考えに固執するあまり有効な「議論」を生み出すことが多々あった。モデ・ロジックに関してその意味の再確認が必要であるように感じた。二つ目に信義誠実の原則の軽視である。今回の会議においては事前交渉・アンモデ・メモ回しといった交渉をする時間が比較的多く取られ、密約の締結に向けた交渉が大いになされた。その一方で合意した内容と異なる発言がなされることもあった。また、密約締結中・締結済みの国が内容を他国に漏らしてしまう事案も発生した。禁反言や「密約」の意味などを啓蒙する必要性を感じた。

準備期間を通して深いリサーチをおこない、会議内においても活発に動いたデリが多々

いたことは大変喜ばしかった。2022 年四ツ谷研究会前期会議参加して下さったデリ・当  
セクの皆様や会長に感謝するとともに、特に会議監督である私を支えて下さった秘書官  
と議長には心より感謝を申し上げたい。

# 早稲田研究会前期会議『パレスチナの将来の統治形態』

会議監督：今村 早也香

## 1. 会議概要・目的

『パレスチナの将来の統治形態』とは第二次世界大戦後、パレスチナを委任統治していたイギリスが国連にパレスチナ問題の解決を求めた後、パレスチナの将来を検討するために設けられた議題である。会議では、そもそも国連という一国際機関がパレスチナの統治形態を勧告する権利があるのか、仮にあるとしたどのような統治形態が望ましいのかといった議論がなされた。加えて、特に第二次世界大戦を機に生まれたユダヤ人移民・難民の扱いなども争点となった。

今会議は「関西大会への前哨戦として模擬国連の基本を理解し、身に付ける」こと、旧メン以上には「自己のスタイルの模索、確率へ」を会議の目的として据えた。

今議題の特徴は、全体議場→2 議場→全体議場といったように議場の変化があることや、投票が2回あること、密約締結が可能なこと、分割投票や先議の動議を使うことができるなど会議細則面での複雑さなどが挙げられるだろう。

## 2. 会議当日

【全体議場インフォーマル（会議1日目～会議1日目夕方）】

【アド・ホック委員会全体会議論点】

大論点1：本問題の現状認識

大論点2：パレスチナの統治形態を国連が決定することの是非

中論点1：国連の中立性について

中論点2：国連がパレスチナの統治形態を決定することの法的正当性について

小論点1：過去の合意をもとに

小論点2：国際連盟規約をもとに

小論点3：国連憲章の目的と原則をもとに

大論点3：ユダヤ難民・移民の対応について

大論点4：今回の決議によってパレスチナ難民が発生した場合の対処と責任の在処、又はパレスチナ難民が発生しないための共通認識



第二小委員会では、インフォーマルが行われた。単一国家独立案のみならず、インドを中心に提案された連邦案も検討された。第二小委員会ではコロンビアやメキシコなどアラブ・ユダヤ双方が納得いく案を作成しようとする国も見られた。第二小委員会からは連邦案、単一国家独立案が決議案として一本ずつ提出された。

### 【投票】

今会議では投票が2回行われた。アド・ホック委員会全体会議では提出されたすべての決議案を採択にかけ、過半数の賛成を得たもののみ、総会で再度採択にかけられた。アド・ホック委員会は総会で最終的な決定をする前段階として位置付けられているので、アド・ホック委員会で採択されたとしても総会で採択されないと国連総会としての決定にはならない。

### アド・ホック委員会全体会議の投票

DR.1 by Greece (エルサレムのあり方について) : 賛成 22、反対 2、棄権 3→可決→総会では DR.1 としてラベリング

DR.2 by India (連邦案) : 賛成 3、反対 15、棄権 9→否決

DR.3 by Canada (分割案) : 賛成 11、反対 7、棄権 9→可決→総会では DR.2 としてラベリング

DR.4 by Syria (単一国家独立案) : 賛成 5、反対 11、棄権 11→反対

DR.5 by USA (ユダヤ人の再定住化について) : 賛成 12、反対 5、棄権 11→可決→総会では DR.3 としてラベリング

DR.6 by Argentina (ICJ 委託要請) : 賛成 11、反対 11、棄権 5→否決

DR.7 by Syria (ユダヤ難民の扱いについて) : 賛成 6、反対 10、棄権 12→否決

**総会の投票** (パレスチナの統治形態を直接的に決定する決議案については可決のために3分の2以上の賛成票が必要。)

DR.1 : 賛成 20、反対 2、棄権 5→可決

DR.2 : 賛成 14、反対 11、棄権 2→3分の2以上の賛成が必要なため否決

DR.3 : 賛成 15、反対 6、棄権 7→可決

### 3. 成果文書の詳細

決議案の原文は量が膨大なので、割愛する。

DR.1	エルサレム市が国連統治下に置かれる場合、エルサレムの宗教的中立性を保つよう
------	---------------------------------------



	<p>に決定する決議。</p> <p>→「エルサレム市が国連統治下に置かれる」という条件があるため、DR.1は単独で成立しえない。分割案が総会で否決されたため、形骸化。</p>
DR.2	<p>アラブ州とユダヤ州からなる連邦国家としてパレスチナを独立させることを決定する案。</p> <p>→アラブ諸国からの支持を得ることができなかった。</p>
DR.3	<p>パレスチナを分割し、独立することを決定する案。</p> <p>アド・ホック委員会全体会議では可決されたが、エルサレムがユダヤ人地区に組み込まれる旨が記述されていることが発覚、総会で無記名投票がなされ、否決された。聖地がユダヤ人地区に組み込まれたことにより、国内のユダヤ人・アラブ系の板挟みになっていた国は棄権もしくは反対に回った。また、無記名投票のみが提案されたことによって、そのような国が棄権もしくは反対にまわりやすい状況になった。</p>
DR.4	アラブ単一国家独立案
DR.5	祖国から追われたユダヤ人の再定住の円滑化を進めることなどを決定する案。
DR.6	<p>国連がパレスチナの統治形態を決める権限を有しているのかについて ICJ に勧告的意見を求める案。</p> <p>→僅差で否決。分割案ブロックとして機能せず。</p>
DR.7	ユダヤ人難民を受け入れる地はパレスチナに限定せず、国連加盟国に受け入れるべきであることを決定する案。

#### 4. 会議総括・課題

今会議は新メンが多く参加する会議ということで、プロシージャ理解と国益設定に重きを置いた。メンターで複雑なプロシージャの確認を促し、国益設定に関しては視点を提供し、デリに考えさせるように心がけた。そのため、新メンに対して国益設定をどのように行うことが望ましいのかというアイディアは提供できたのではないと思う。そしてそれを、関西大会を含む後の会議で生かしていただけたら幸いである。一方で、国益設定に時間がかかりすぎて、戦略に時間を割けなくなってしまった点が心残りであった。

事前会合は通常通活の時間を使って行うが、通活の時間のみ、つまり約2時間では議論議論が十分に行えないという問題意識から、土曜に5時間ほど設けて行った。しかし、コ

ンセンサスで採択された論点・TT案が会議当日の議事進行の円滑化に寄与しなかったという点で、デリ全体に議論議論に関する課題があると言える。

最後に会議に参加して下さったすべてのデリ及びフロントに深い感謝の意を表明する。